

## 「卒業の認定に関する方針」

学則より抜粋

### 第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

第14条 本校所定の課程を修了した者は、学習評価の上、卒業証書を授与する。

教務規定より抜粋

### 第1章 単位（時間数）

第1条(1) 授業科目の単位数（時間数）は、原則として学則第7条の規定するところに従って、これを定める。

(2) 自動車整備工学科については、実施時間数を下記の通りとし、別表（一）を履修しなければならない。

1. 実習の実施時間数を1440時間と定める。
2. 学科の実施時間数を900時間と定める。

### 履修

第2条 学生は、所属する学科で決める必修教科を全て履修しなければならない。

### 第2章 単位の認定

第3条 単位の認定は、次の定めによる。

- (1) 教科の担当者が認定する。
- (2) 学力試験及び課題等と出席時数により認定する。
- (3) 出席時数は、自動車整備工学科にあつては、別表（一）に定める。  
電気システム科・機械システム科・日本語科にあつては、各教科共授業時間数の2/3以上の出席であること。なお、日本語科の出席時間数は、2年コースは1600時間、1年6ヶ月コースは1200時間を超えること。
- (4) 出席時数の確認は、当該教科担当者がこれを行う。
- (5) 自動車整備工学科の特別補講  
各学年終了時別表（一）に達しないものにおいては、学年終了時までに補講を行うことができる。
  1. 別表（一）に達しないものは、学長の許可を受け補講を受けること。
  2. 補講に出席した時間数は、その教科目の修得時間数と見なし加算する。
  3. この補講日数は、最高5日間とする。
  4. この補講を受講しようとする者は、下記の条件のいずれかを満たすものとする。
    - (一) 法定伝染病による欠席
    - (二) 入院による欠席（診断書等添付）
    - (三) その他特別の理由があつたもの

### 第3章 単位の計算方法

第4条 本学における各授業科目の計算方法は、次のとおりとする。

- (1) 講義については、教室内における1時間の講義に対して教室外における2時間の準備のための学習を必要とするものとし、15時間の講義を持って1単位とする。
- (2) 演習については、教室内における2時間の演習に対して教室外における1時間の準備のための学習を必要とするものとし、30時間の演習をもって1単位とする。
- (3) 実験・実習の授業については、学習は全て実験室・実習室で行われるものとし、45時間の実験又は実習をもって1単位とする。
- (4) 1時限を90分、1.8時間として年間修得時間を計算する。

### 第4章 成績の評定

第5条 成績の評定は、次の定めによる。

- (1) 評定は、試験成績（前期試験・後期試験）を主とし、出席状況、平常の学習状況、学習態度等を、加味して教科担当者が行う。
- (2) 評定は、A, B, C, Dの4段階に区分し、A, B, Cを合格とし、Dは不合格とする。
- (3) 成績評価の基準は、次のとおりとする。  
A = 80点以上    B = 70点～79点    C = 60点～69点    D = 59点以下
- (4) Dの場合、学長の許可を得た場合に限り、教科担当者の指導を受け、追試験・補講を受けることができ、(補講とは、実験・実習・演習・製図等の科目で、成績に関係するものを指し、出席日数を補うものではない。)

### 第5章 進級の認定

第6条 進級の認定は、次の定めによる。

- (1) 学力試験及び課題等に合格しても、第3条(3)項に触れる者は進級を認めない。
- (2) 各学科共所定の単位を修得した者について、進級を認める。
- (3) 授業料を完納していること。

### 第6章 卒業の認定

第7条 学則第14条及び教務規定第3条、第4条、第5条に規定するところによるほか、次の定めによって学長が卒業を認定する。

- (1) 学校で計画する学校行事にすべて参加していること。
- (2) 品行、素行共にすぐれていること。
- (3) 授業料その他の校納金を完納していること。